

## [事案 2023-272] 給付金支払等請求

・令和7年5月28日 裁定終了

### <事案の概要>

責任開始期前発病を理由に、給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和5年2月に痔核により入院し手術を受けたため、令和4年12月に契約した利率変動型積立保険および令和5年1月に契約した利率変動型積立保険にもとづき、給付金を請求したところ、責任開始期前発病を理由に給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、給付金を支払ってほしい。それが認められない場合は、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 申込手続き時に、募集人に過去の通院歴について話したが、募集人は問題ないとして手続きを進めた。
- (2) 今後、痔核で入院・手術の可能性がある旨を伝えていたが、募集人は、請求は可能である旨の発言をした。
- (3) 給付金請求をした対象の入院・手術の内容は、過去の通院内容と病名は同じであるが、一旦治療が終了して再度通院を開始したものであり、通院が継続していたものではない。
- (4) もともと1つの契約を申し込む予定であったが、募集人の希望により契約件数を多くするために2つの契約になった。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人から痔の既往症について聞いていなかった。
- (2) 募集人が、申立人に告知の重要性について説明しようとしたところ、申立人は、「生命保険の加入手続は慣れている。告知画面を読めばわかるから説明は不要」という旨の発言をした。実際に、当時申立人は医療保険に5件加入していた。
- (3) 令和元年8月に治療を受けた内痔核と令和5年1月以降の内痔核は、病名が一致していること、痔の保存治療は痔の原因を除去するものではなく緩和するものにすぎないこと、一度痔の保存療法をした後でも5年以内に痔の手術をする確率が高いという医的知見があること、痔の悪化は長い時間を要するのが通常であり、何もない状態から責任開始時後の僅か2~3か月で痔になるとは考え難いことから、両者の間には因果関係がある。
- (4) 当社としては、告知義務違反解除をすることも可能であったが、当社の保険引受基準においては痔の根治術を受けている場合には無条件引受をしているため、解除はしていない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、申込手続き時の事情等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。

